

平成30年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 平成30年度第3回仁淀川町農業委員会定例総会を平成30年9月28日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 6名

欠席委員 1名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第7号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

その他

開会 午前9時30分

事務局(●●) 平成30年度第3回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員出席数は13名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立
会長 挨拶

本日の署名委員(8番 ●●委員 10番 ●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第7号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第12号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、愛媛県四国中央市●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 1,383 m²

●●字●● ●●番 192 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月19日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第13号（所有権移転）

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、吾川郡仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 30 m²

●●字●● ●●番● 地目 台帳 田 現況 畑 面積 538 m²

●●字●● ●●番● 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 34 m²

●●字●● ●●番● 地目 雑種地 畑 現況 畑 面積 91 m²

●●字●● ●●番● 地目 台帳 畑 現況 畑 面積 77 m²

●●字●● ●●番● 地目 台帳 田 現況 畑 面積 99 m²

譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●委員]

9月25日事務局の●●、譲受人の●●さんの3人で現地確認を行いました。権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認。

4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。

5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

その他

〔事務局〕

なし

以上で平成30年度第3回農業委員会を閉会する。

閉会 午前9時45分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●●

署名委員 ●●